



本物力こそ桑名力

地域密着型通所介護について

平成29年2月21日
桑名市地域包括ケア推進協議会



ゆめ はまちゃん ¹

【現状】

①桑名市は通所介護事業所の指定について、平成26年6月に県に協議を行い、原則、新規指定は行っていない。通所介護について(下記図1参照)

②通所介護にかかる給付費は県平均を上回っていた。(平成26年9月 下記図2参照)

【図1】

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議

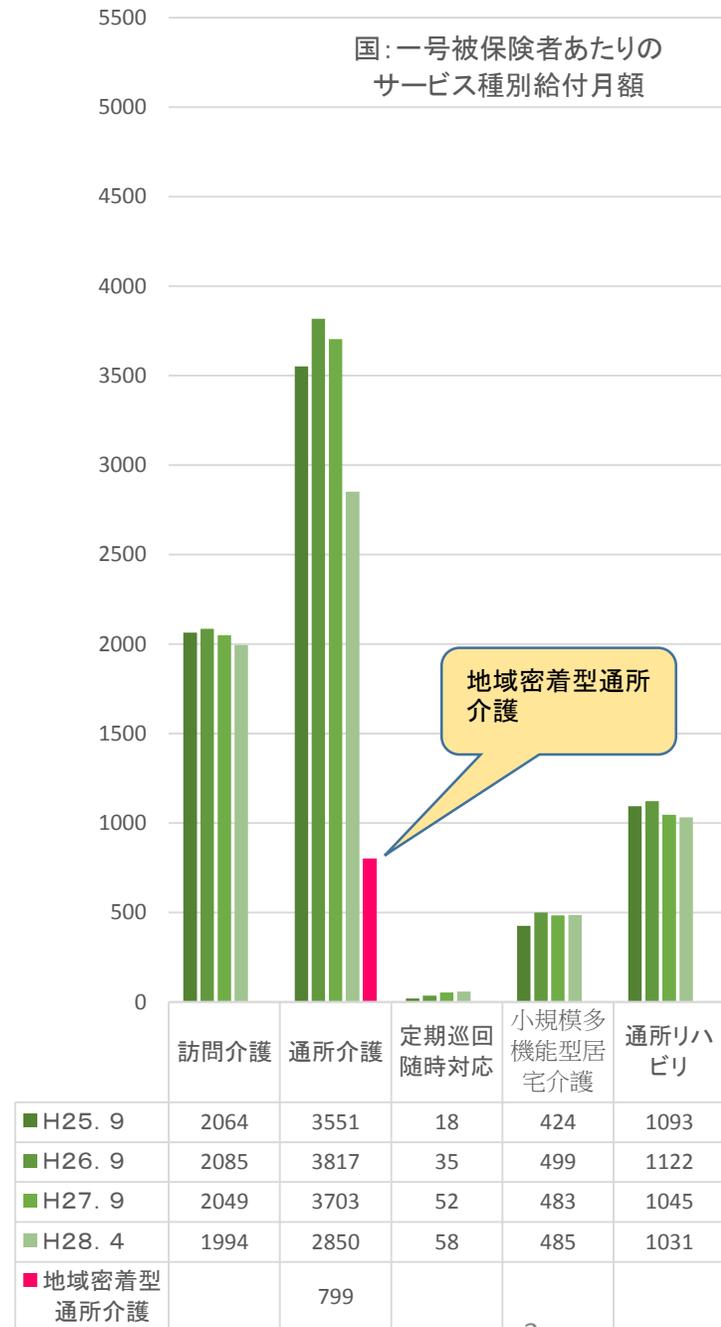
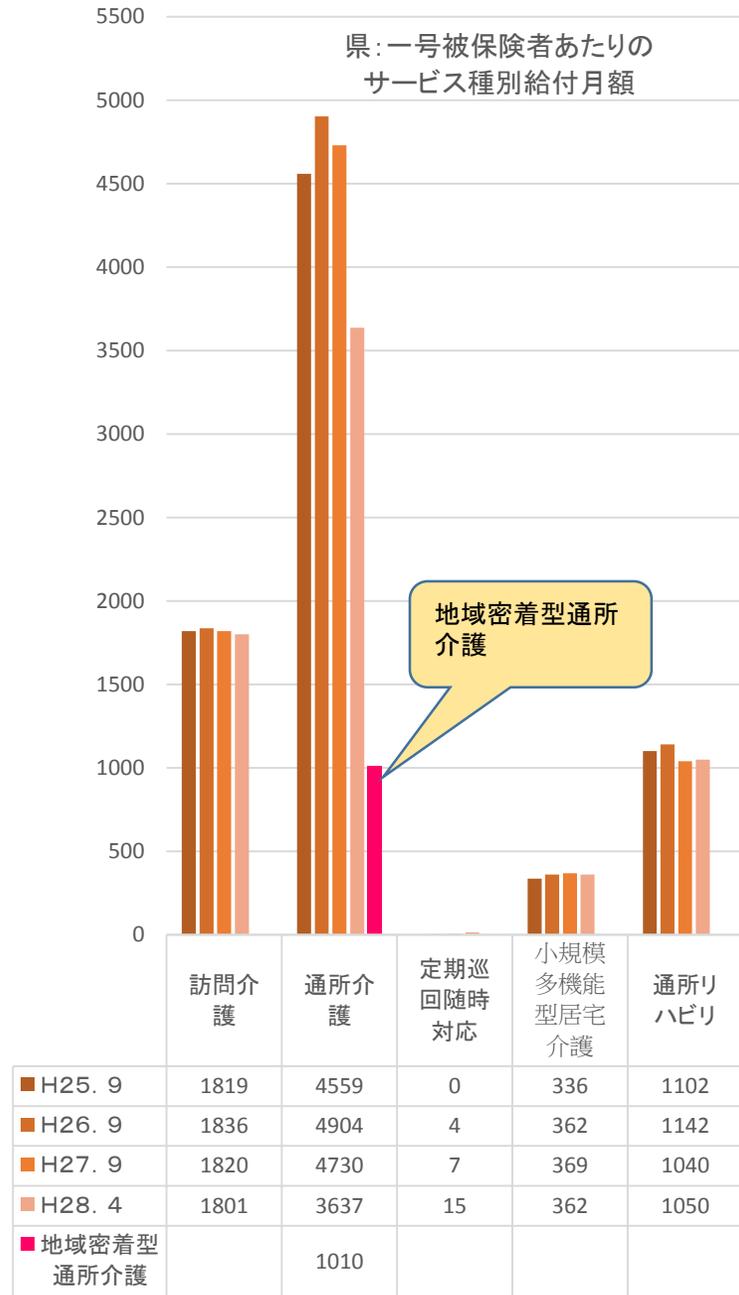
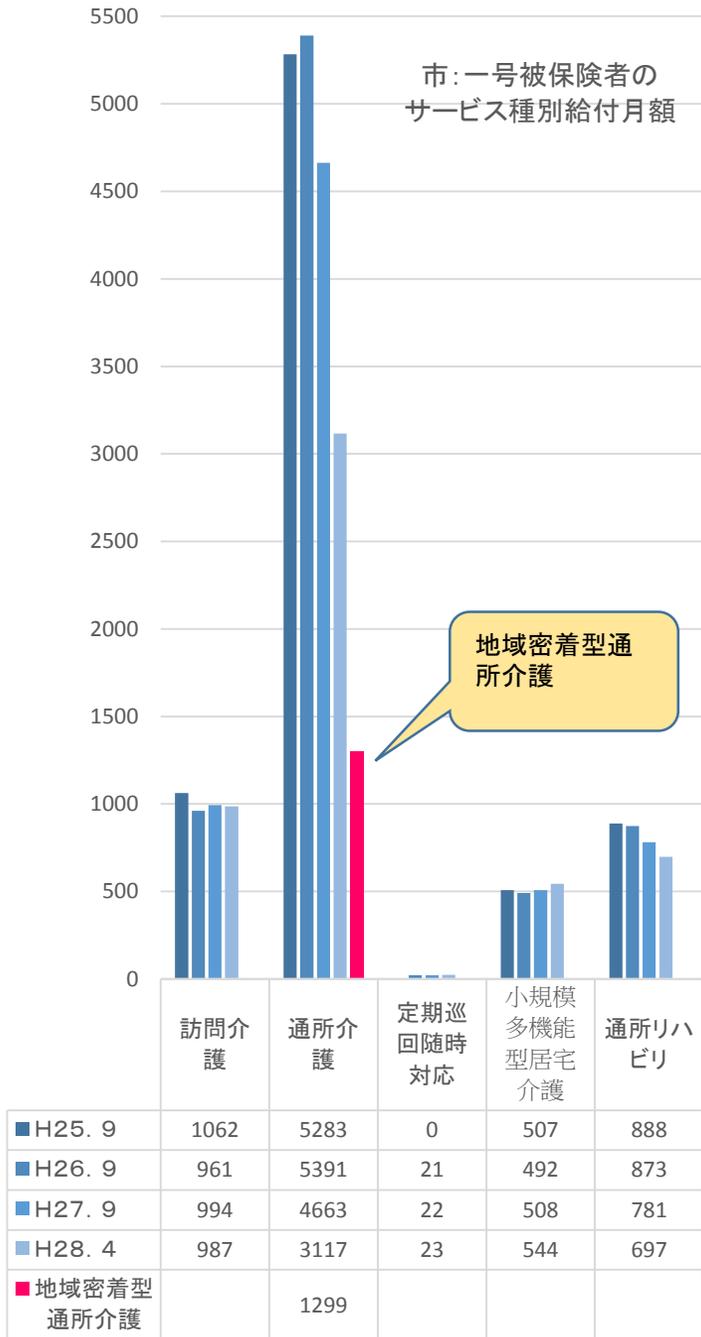
○ 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進することが重要。



- 平成26年6月、桑名市より、三重県に対し、通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの普及を促進するために必要な協議を求めたところ。
- これは、従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの提供体制の計画的な整備について、「地方分権の試金石」と称される介護保険制度で市町村に介護保険の保険者として認められた機能を適切に発揮したもの。
- 当面、次に掲げる基本的な方針に沿って、適切に対応。
 - ① 新規の指定に関しては、
 - i 原則として、認めない取扱い。
 - ii サービスの内容が高齢者の自立支援に特に資するものと認められる場合には、例外的に、認める取扱い。
 - ② 指定の更新に関しては、
 - i 不祥事案が生じた等の場合を除き、認める取扱い。
 - ii 必要に応じ、指導監査を実施する等の取扱い。



平成26年6月26日
協議を求める文書の提出



【参考】

- ①平成28年3月16日 地域密着型通所介護の施行に伴う「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」等の一部改正について(老推発0316第1号老高発0316第1号 老振発0316第1号 老老発0316第1号)により、平成28年4月1日から、地域密着型通所介護が施行(小規模な通所介護は地域密着型サービスへ移行)された。
- ②制度変更により、①については地域密着型通所介護事業所について、現時点では県指定と同様の取り扱いと考えている。
- ③介護保険制度の見直しに関する意見(案)社会保障審議会12月9日
p25(3)サービス供給への保険者の関与
【市町村による地域密着型サービスの事業者指定に関する見直し等】
- ④通所介護について県平均の給付費を下回る状況となっている。(平成27年9月現在)

【課題】

地域密着型通所介護について新規指定をするべきか。



29年度（第6期計画期間中）
であっても認める。

30年度以降（第7期計画期間）
の検討事項とする。

※地域密着型通所介護について申請があった場合、
条件を付して新規指定を認める。

【条件について】

県指定の通所介護についての条件は以下の通り

（基本的な考え方）

第5条前条及び前々条に係る事業所の新規指定（法第41条第1項本文の知事の指定。以下「新規指定」という。）について、平成27年1月1日以降は、あらかじめ事業者が桑名市に相談を行ったうえで、桑名市長が次条に定める「特別な事情」に該当すると認め、知事あてに意見書（別紙様式）が提出された場合に限り、知事は新規指定を行うことができる。

2法第70条の2第1項に基づく指定の更新については、前項の規定は適用しない。

（特別な事情）

第6条前条第1項の「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）通所介護の内容において、機能訓練を中心とするなど、高齢者の自立支援に特に資するものとして、事業所が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に基づく「個別機能訓練加算（I）」を算定できる体制（常勤・専従の機能訓練指導員を1名以上配置等）を有している場合。

（2）この要領を施行する前から、事業者が、通所介護を行うため、施設の整備等に着手している場合。

（3）その他、桑名市長が「やむを得ない特別な事情」に該当すると認める場合。

【介護保険法第70条第7項に基づく桑名市長からの協議の求めに関する実施要領】より抜粋

【提案】

【地域密着型通所介護独自条件(案)】県指定の条をベースとして

- ①訪問サービス・通所サービスを一体的に提供し、自立支援に向けて取り組んでいる実績がある。
- ②事業所独自で地域住民等に対し自立支援・介護予防に向けた取り組み実績がある。
- ③事業所独自で高齢者以外の対象者への取り組み実績がある。

※他の地域密着型事業所と同様に年に数回通所介護事業者の公募を行う。
その中で事業所数の見込みや条件を計画していく。